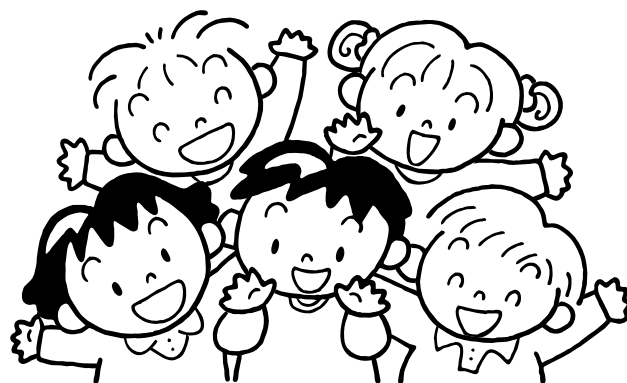


学島小学校いじめ防止基本方針



吉野川市立学島小学校

学島小学校いじめ防止基本方針

1 総 則

(1) 目的

いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいないという認識に立ち、学島小学校の全ての児童が安心して生き生きと学ぶことができるよう、いじめ防止のために全教職員の総意を結集して「学島小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法（第2条）」

(3) いじめの防止等に対する基本的な考え方

- ① 教育活動全体で道徳性を培うとともに、互いの人格を尊重し合えるなかまづくりに努め、いじめの未然防止を第一義とする。
- ② いじめが全ての児童に関係することから、いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないことを旨とする。ささいな事象であっても、いじめである、との疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ③ 発見・通報を受けた場合には、一部の教職員がかかえこむことなく、全教職員が一丸となって組織的にいじめに対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ④ いじめ防止等の対策のための組織 生徒指導委員会（いじめ対策委員会）を構成し、いじめ防止の中核として機能させる。組織は、関係機関と連携して公平性・中立性を確保し、事実を誠実に向き合う姿勢を貫く。
- ⑤ 「学島小学校いじめ防止基本方針」を公表し、保護者・地域住民と連携していじめ防止に取り組む。

2 いじめの防止のための措置(未然防止のための取組等)

(1) 全ての児童が、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進める。

① 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 互いに認め合い励まし合える学級経営を基盤とし、わかる授業づくりを進め、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

イ 縦割り班による子ども自らが主体的に取り組む活動を通して、互いを認め合ったり、心のつながりを感じ取れる様々な活動を工夫する。(児童会、集会活動、清掃活動等)

- ② 教職員と児童、児童相互の好ましい人間関係の醸成に努め、児童が相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として、次のようなことに努める。
 - ・情報モラル教育の充実（インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底する。）
 - ・「携帯安全教室」等の開催
 - ・教職員のICT機器活用能力の向上
- (2) 保護者のいじめ防止に対する認識を高め、理解と協力を得る。
 - ① HP、学校便り、学級通信等を活用して、積極的に情報提供する。
 - ② 保護者との信頼関係を深め、相談しやすい体制づくりを整備する。
- (3) いじめに関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の力量を高める。
 - ① いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修計画を作成し、年3回以上実施する（事例研究やロールプレイ等の内容を含む）。
- (4) 年間計画にそって組織的取組を進める。
 - ① 定期的な生徒指導委員会を開催し、生徒指導上の諸問題について情報共有を行う。
 - ② 定期的に調査や教育相談を実施し、現状を把握するとともに、PDCAサイクルに基づく取組を継続する。
 - ③ いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標の設定とその達成状況の評価をする。

3 組織

(1) 生徒指導委員会（常時）

① 構成員

ア 校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、人権主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、学級担任で構成する。

イ 生徒指導主任を中心に企画・運営に当たり、教頭はこれを補佐する。

ウ 学級担任は、低・中・高学年の代表が交代で参加する。(各主任と兼ねることができる。)

エ いじめ事案が発生したときは、当該学級担任、スクールカウンセラーが参加する。

② 主な活動内容

ア いじめの防止等の取組や年間計画の作成・実行・検証・見直しを図る。

イ 年間4回の定例会を行い、必要に応じて開催し情報を共有する。

ウ 児童・保護者・教職員からのいじめ相談窓口となる。

エ アンケート調査内容の検討及び調査結果を考察する。

オ 「学島小学校いじめ防止基本方針」の見直しを図る。

カ いじめの疑いや発見・通報を受けた場合には、緊急会議を開いて事案に対する事実確認を行い、今後の指導、支援体制や対応策を決定し実行する。

キ いじめ防止の中核として、いじめであるか否かの判断を行う。

◇ 職務別ポイント

学級担任等

- 日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成し、教育活動全体で徹底する。
- はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

養護教諭

- 学校保健委員会や集会等の学校教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- 保健室に来室する児童等の健康状態を観察し、適切な指導・助言をするとともに、学級担任への情報提供を行う。

生徒指導主任

- いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- 日頃から関係機関等との情報交換や連携に取り組む。
- 生徒指導委員会（学校いじめ対策組織）において、いじめの防止、認知、対応、支援が組織的に行えるよう取り組む。

管理職

- 全校集会等で、管理職が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）
- PTA行事や学校行事などでは、保護者にいじめ防止の取組について情報提供し、理解と協力を得る。
- いじめが発生した場合に備えて、関係機関等とサポート体制をととのえておく。

4 いじめの早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手だて等)

- (1) ささいな兆候であっても、いじめとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することができるよう努める。
- (2) 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を年3回実施することに加え、「個別面談」、日記や日常の言動等から児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、学校いじめ対策委員会において組織的に判断する。
- (3) 電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

学級担任等

- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内外の専門家との連携に努める。
特に、けんかやふざけ合い、けがなどにも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- 一人一台貸与されているタブレット端末の使用状況の中でも、チャット機能や話し合いの中でいじめに該当する使用がないか確認する。

養護教諭

- 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

生徒指導主任

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

管理職

- 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

生徒指導委員会(いじめ対策委員会)

- いじめの疑いがある情報について、事実関係にもとづいて、いじめに発展するか否かを判断する。

5 いじめに対する措置(発見しいじめに対する対応)

- (1) いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。
- (2) いじめを認知した場合は、学校長が市教委へ速報し、指導・助言を仰ぐ。その後、県の事故報告の様式にしたがって市教委へ報告する。
- (3) いじめ対策委員会で調査を行い、対応方針を決定する。
- (4) 事案に応じて県教育委員会や関係機関、外部専門家と連携して対応する。
- (5) いじめが犯罪として取り扱われるべきものであると認めるときは、阿波吉野川警察署と連携してこれに対処するものとし、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) 緊急の保護者会を開き、事態の事実関係や今後の対応について説明する。
- (7) 被害者、加害者ともに継続した指導を行う。特に、被害者については、カウンセラー等の協力を得る。

◆ 情報を集める

学級担任・養護教諭等

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- 児童の保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。
- 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

◆ 指導・支援体制を組む

いじめ対策委員会

- 正確な実態把握に基づき、いじめられた児童、いじめた児童、保護者へのそれぞれの対応について役割分担をし、指導・支援体制を組む。
- 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え「組織」でより適切に対応する。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって適切に引き継ぎを行う。

◆ 子どもへの指導・支援を行う

当該学級担任・生徒指導主任 → いじめられた児童に対応する

- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- 複数教員による家庭訪問を行う。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。
- スクールカウンセラー等を活用し、継続的な心のケアを行う。
- 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

当該学級担任・生徒指導主任 → いじめた児童に対応する

- 複数教員による家庭訪問を行う。
- いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、阿波吉野川警察署等と連携して対応する。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

学級担任等 → 他の児童に対応する

- 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにし、再発を防止する。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

◆ 保護者と連携する

学級担任を含む複数の教員 → 加害、被害児童の保護者に対応する

- 家庭訪問（加害、被害とも）等により、迅速に事実関係を伝え要望に対応するとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、保護者の不安を除去する。
- 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- インターネット使用上での家庭でのルール作りやフィルタリングの設定、情報提供の協力連携を強くする。

6 いじめの解消状態

少なくとも、次の2項目が満たされている場合のみ。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3ヶ月間を目安とするが、児童の状況や人間関係を踏まえて、学校いじめ対策組織においてより長期的な期間を設定する場合もある。
- ② いじめを受けた児童が、SNS等のやりとりを含め、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

*長期休業中や進級進学時にはこれまでの状況や経過についてしっかりと引き継ぎを行う。